

家屋を新築（増築）された方へ

～ 手続きチェックリスト ～

□ 固定資産税の減額申告（市税）

対象者	住宅を新築し、一定の条件を満たす方
手続き	前橋市に「固定資産税の減額に関する申告書」を提出 ・オンライン調査➡ オンライン調査時に電子申請してください。 ・現地調査 ➡ 調査時にご案内いたします。
減額内容	固定資産税が最大で1／2に減額されます。 ・令和8年3月31日以前に新築された住宅は、床面積が50㎡以上（共同住宅は1戸あたり40㎡以上）280㎡以下の建物で、120㎡までが減額対象です。 ・令和8年4月1日以降に新築された住宅は、床面積が40㎡以上240㎡以下の建物で、 <u>120㎡までが減額対象</u> です。 ・減額適用期間は建物によって異なります。

詳細は「[家屋を新築増築された方へー固定資産税・都市計画税についてー](#)」をご確認ください。（市HPに掲載しています。また、オンライン調査の場合は外観調査後にポスト投函、対面調査の場合は調査時にお渡しします。）

お問い合わせ：前橋市役所財務部資産税課

家屋第一係（直通） 027-898-6218／6222

家屋第二係（直通） 027-898-6219／6223

FAX 027-221-3125

□ 不動産取得税の軽減申請（県税）

対象者	住宅用の土地を取得された方で一定の条件を満たす方
手続き	前橋行政県税事務所に「不動産取得税（減額・還付）申告書」を提出 ※申請には要件があります。

詳細は「**不動産取得税 住宅・住宅用土地に関する軽減制度などの基礎知識**」をご確認ください。（市 HP に掲載しています。また、オンライン調査の場合は外観調査後にポスト投函、対面調査の場合は調査時にお渡しします。）

お問い合わせ：前橋行政県税事務所

不動産取得税係（直通） 027-234-1665

□ 所得税の住宅ローン控除（国税）

対象者	住宅ローン等を利用してマイホームの新築・購入・増改築等を行い、令和8年中に居住を開始した方で一定の条件を満たす方
手続き	前橋税務署に「確定申告書」を提出 ※申請には要件があります。
控除期間	最大13年間（条件により10年間）

詳細は「**マイホームをもったとき**」をご確認ください。（市 HP に掲載しています。また、オンライン調査の場合は外観調査後にポスト投函、対面調査の場合は調査時にお渡しします。）

お問い合わせ：前橋税務署

個人課税部門（自動音声案内） 027-224-4371